

### Ⅲ 令和3年度目黒区 国民健康保険料率の改定案の内容等について

#### 1 目黒区における国民健康保険料の設定の考え方

基礎分（所得割率・均等割額）、後期高齢者支援金分（所得割率・均等割額）は、特別区統一保険料率に沿い、目黒区に当てはめた賦課割合を求めると 65:35 になる。

介護納付金分（均等割額）は、特別区統一保険料率に沿いつつ、介護納付金分（所得割率）については、各区で算定することとしており、被保険者の大幅な負担増とならないよう、一定の抑制を図ることとする。

#### 2 東京都から示された目黒区の納付金及び標準保険料率等について

(1) 納付金額	基礎分	65 億 2,019 万円余
	後期高齢者支援金分	21 億 3,469 万円余
	介護納付金分	10 億 5,224 万円余
	合計	97 億 714 万円余

#### (2) 標準保険料率

基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.01/100	41,194 円	2.39/100	13,695 円	2.55/100	18,588 円

#### 3 目黒区国民健康保険料率の改定案等について

上記 1・2 を踏まえて算定した目黒区国民健康保険料率の改定案の内容は、資料 3-2 「令和 3 年度目黒区国民健康保険料率の改定案の内容等」のとおり。

また、これを反映した国民健康保険条例の一部を改正する条例の案文の概要は、資料 3-3 「令和 3 年度保険料率の改定に伴う一部改正条例の案文(概要)」のとおり。